



# 男と女のいきいきコラム



男女共同参画社会の実現を目指して

VOL.71

話そう、働こう、育てよう。  
しよしよに。

毎年6月23日から29日は「男女共同参画週間」です。公募により決定した、平成22年度の標語をご紹介します。

「話そう、働こう、育てよう。いっしよに。」

今号の本紙と同時配布のチラシ「土岐市男女共同参画社会の実現をめざして」を合わせてご覧いただきたいと思えます。チラシでは、平成16年3月に策定した「土岐市男女共同参画プラン」の中から、今後、市が重点的に取り組む施策・事業と、市民の皆さんからお寄せいただいた貴重なご意見について、市の回答をお知らせしています。

①意識の啓発 ↓ 「男女共同参画」について多くの方に理解していただくこと

▽人権尊重のための「携帯電話の使い方とデートDV防止講座」

▽男性も女性も、子どもから大人まで年齢を問わず参加していただける「食育・料理講座」

▽家族が協力して営む家庭づくりとして「父親の育児参画を進める講演会」の開催など

②再就職を支援する ↓ 「再就職準備セミナー」などの開催

③女性の参画を進める ↓ 審議会などの公募枠を増やすことで、女性の人材育成・発掘をする

④実施報告 ↓ 市民の皆さんの意見を伺い、共に考える

の4項目を挙げました。

市民の皆さんからお寄せいただいた貴重なご意見を基に、土岐市における「男女共同参画社会の実現」を目指して、「話そう、働こう、育てよう。いっしよに。」を実施していきたいと思えます。

今年度も男女共同参画推進事業の実施について、皆さんの参加をお待ちするとともに、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。



## しょうぼう119



住宅火災から大切な生命を守るために、住宅用火災警報器を設置してください

消防本部・☎0123

### 付けましたか？住宅用火災警報器 設置義務化まであと1年

平成23年6月1日から、住宅用火災警報器（「住警器」）の設置が義務化されます。

住宅火災では、死者の大半が逃げ遅れにより発生しています。住宅火災での死者数を低減させるためにも、住警器を早期に設置することが重要です。2階で就寝中、階段に設置した住警器の警報音で1階の火災に気付いたり、共同住宅では、隣室の住警器の音で、留守宅の火災に気付いたり、火災の早期発見に効果があった事例が報告されています。

市消防本部では、臨時職員を半年間採用し、住警器の普及活動を行います。また、自治会に加入している全世帯を対象に、住警器の設置に関するアンケートを実施する予定ですので、ご協力をお願いします。

これまでに多く寄せられた住宅用火災警報器についての質問にお答えします。

**Q. 消火器があるからいらないのでは？**

**A. 消火器は初期消火の器具です。住警器は火災を早期に発見するためのものです。**

**Q. オール電化で、たばこも吸わないから火災は起きない。住警器は必要ないのでは？**

**A. 電気火災や放火など、ガスコンロやたばこ以外が原因の火災も多くあります。**

**Q. 住警器を取り付けないと罰則がありますか？**

**A. 罰則はありませんが、住宅防火の基本はあくまでも個人個人にあります。自分自身はもちろん、家族や近隣の方の安全のためにも、住警器をできるだけ早い時期に設置しましょう。**

